

公共施設・民間建築物の屋上緑化推進の概要について

1 屋上緑化推進の経緯

墨田区の緑は、関東大震災と戦災の2度の被害に加え、その後の工業を中心とした都市化の進行に伴い、区内の緑の大部分は失われた。そのため、昭和47年に23区で唯一緑化宣言を行うとともに、翌年には、宣言の実現のために「墨田区の緑化の推進に関する要綱」を定めた。

その後、地上部の緑化に加えて建物の屋上を緑化することにより、建物の冷房負荷の低減や都市のヒートアイランド現象の緩和に効果があることから、平成13年度に庁舎4階とリバーサイドホール屋上に「屋上緑化見本コーナー（約800㎡）」を設置し、区民に対するPRを開始した。さらに、平成15年度には「墨田区の緑化の推進に関する要綱」を改正して屋上緑化に対する助成の規定を加えるとともに、新たに墨田区屋上等・壁面緑化整備補助金交付要綱を策定して民間建築物に対する助成事業を開始した。

また、平成7年度からは「墨田区良好な建築物と市街地の形成に関する指導要綱」及び、平成20年度からは「墨田区集合住宅の建築に係る居住環境の整備及び管理に関する条例」に基づく指導を開始した。

2 制度の概要

(1) 公共施設

学校など公共施設で新築・改築を行う場合は「東京における自然の保護と回復に関する条例」により屋上緑化が義務づけられており、公共施設の屋上緑化は毎年1箇所づつ実施している。既存の施設に設置した屋上緑化は次のとおりである。

年 度	場 所	屋上緑化面積 (㎡)
16	鐘ヶ淵北保育園	24.0
17	寺島保育園	22.0
18	はなみずきホーム	130.5
19	緑小学校	169.0
20	押上小学校	27.0
21	立花吾孀の森小学校	42.0

(2) 民間建築物

① 要綱・条例に基づく屋上緑化

集合住宅建設事業・大規模建築物建設事業等を行うものに対し、「墨田区集合住宅の建築に係る居住環境の整備及び管理に関する条例」及び「墨田区良好な建築物と市街地の形成に関する指導要綱」で、屋上緑化の指導を行っている。(要綱・条例の該当事業(住戸数が15戸以上または地上5階以上の集合住宅、または延べ床面積が1,000㎡以上の建築物など)のうち、敷地面積が300㎡以上の事業に対し、屋上面積の20%以上の緑地整備を指導している。)

年 度	件 数	屋上緑化面積 (㎡)
16	38	2,659.86
17	53	4,519.82
18	71	4,090.00
19	51	8,458.44
20	34	3,021.69
21	31	1,254.68
計	278	24,004.49

② 助成制度に基づく屋上緑化

墨田区屋上等・壁面緑化整備補助金交付要綱に基づき、新たに屋上緑化を行う建築物の所有者に対し、1㎡あたり1万円か工事費の半額で、少ない額（限度額40万円）を助成している。

年 度	件 数	面積 (㎡)
16	7	202
17	5	190
18	5	181
19	2	53
20	11	536
21	5	124
計	35	1,286

3 予算等の概算

18年度 当初予算 2,200千円 決算 1,440千円 助成件数 5件
19年度 当初予算 1,700千円 決算 500千円 助成件数 2件
20年度 当初予算 3,520千円 決算 3,440千円 助成件数 11件
21年度 当初予算 2,900千円 決算 1,220千円 助成件数 5件

4 成果

平成21年度の「墨田区緑と生物の現況調査」では、屋上に緑地を有する建物は、区内に2,448箇所あり、その総面積は4.9haで、1箇所あたりの平均面積は20.2㎡である。屋上緑化面積の規模別では、全体の約9割が50㎡未満で、100㎡以上は57箇所、300㎡以上の大規模な屋上緑化は9箇所である。

5 今後の取組み

平成21年度に行った「墨田区緑と生物の現況調査」でも、屋上緑地を有する建物数は全体の8割以上が住宅系であることから、今後は住宅系屋上緑化の一層の促進とともに、業務系についても屋上緑化の必要性の理解を求め、その推進を図る。

(1) 緑の基本計画の改定に併せた検討

中間目標年度が平成22年度である「墨田区緑の基本計画」の改定に併せ、屋上緑化の取り組みについて検討を行っていく。

(2) 集合住宅条例・開発指導要綱による指導の強化

集合住宅条例や開発指導要綱の基準を上回るように指導を強化する。

(3) 屋上緑化に関するPRの拡大

屋上緑化見本コーナーやホームページを効果的に活用し、造園業者等の協力を得ながら講習会を開催して屋上緑化のPRに努める。

地球温暖化防止設備導入助成事業の概要について

1 制度の経過

平成 20 年 3 月墨田区地球温暖化対策地域推進計画を策定した。計画期間は、20 年度から 27 年度の 8 年間である。計画では 27 年度までに基準年度(2 年度)に対して温室効果ガス排出量の 8%削減を目標とし、そのために区民・事業者・滞在者・区の実すべき行動を示し、さらにその行動を支援する区の施策について掲載している。特に力をいれるべき施策として、10 施策の CO2 削減重点プロジェクトを掲げ、その一つとして地球温暖化防止設備の導入支援を定めた。

この支援策として、20 年 7 月から要綱に基づき、地球温暖化防止設備導入助成事業を開始した。また、21 年 3 月から国が太陽光発電、4 月から東京都が太陽光発電及び太陽熱温水器の補助を開始した。申請窓口は、区・都・国別々である。

2 制度の概要

(1) 申請者

区内にある建物の所有者(個人、マンション管理組合、中小企業者等)

(2) 助成対象

太陽光発電システム、太陽熱温水器、遮熱塗装、断熱リフォーム、高効率給湯器

(3) 対象別助成金額

別紙のとおり。

※ 太陽光発電については、1kWあたり、区と都は 10 万円、国は 7 万円である。

一戸あたりの補助限度額は、区は 50 万円、都は 100 万円、国は 70 万円である。

3 予算等の概算

20 年度 当初予算 1,000 万円 補正予算 1,000 万円 計 2,000 万円

決 算 1,106 万円

助成件数 145 件(うち太陽光発電 15 世帯)

21 年度 当初予算 2,000 万円 補正予算 800 万円 予備費 200 万円 計 3,000 万円

決 算 2,974 万円

助成件数 308 件(うち太陽光発電 63 世帯)

22 年度 当初予算 3,000 万円

(7 月現在) 予算残額 2,000 万円

申請件数 84 件(うち太陽光発電 14 世帯)

4 成果及び今後の取組み

計画では、主として太陽光発電システムの導入について区内 10,000kW(3,000 世帯)を目安とし、うち意識調査から 12%程度が助成対象と推計し 1,200kW(360 世帯)を導入目標とする。年あたり 45 世帯である。太陽光発電の助成実績をみると年平均約 40 世帯ほどであり、導入目標の 45 世帯に近い実績を残してきた。今後も導入目標の達成に向け、本事業の充実、強化を図っていく。

別紙

助成対象	助成対象工事		限度額 (万円)	助成金額 算出方法		
建築物の断熱施工	遮熱断熱塗装 熱交換塗装 高反射率塗装 ・日射反射率50%以上	戸建・事業所		20	工事に要する経費 の20%	
		分譲 集合 住宅	塗 装 面 積			
			3,000㎡未満			50
			3,000㎡以上～3,500㎡未満			60
			3,500㎡以上～4,000㎡未満			70
			4,000㎡以上～4,500㎡未満			80
	4,500㎡以上～5,000㎡未満		90			
	5,000㎡以上		100			
	建築物断熱改修 壁・床・天井・窓 の断熱強化 ・断熱材はフラット35 基準以上 ・窓ガラスは省エネ 建材3等級以上	戸建・事業所		40	工事に要する経費 の20%	
		分譲 集合 住宅	戸 数			
50戸未満			100			
50戸以上～100戸未満			125			
100戸以上～200戸未満			150			
200戸以上		175				
太陽エネルギーの導入 (国の太陽光発電補助 制度の価格要件を 満たすもの)	太陽光発電システム(国都補助有) ・申請者が電力会社と電力需給に関する 契約を締結できるもの(新築対象)		戸建・事業所	50	1Kw 当たり10万 円か工事費用のい ずれか少ない額	
			分譲集合住宅	125		
	太陽熱温水器(都補助有) ・太陽集熱器及び太陽蓄熱槽により温 水等を作るもの(新築対象)		戸建・事業所	10	工事に要する経費 の10%	
			分譲集合住宅	25		
高効率給湯器の導入	CO2冷媒ヒートポンプ給湯器(エコキュート)(国補助有) ・エネルギー消費効率(COP)が4.0以上のもの			5	工事に要する経費 の10%	
	潜熱回収型給湯器(エコジョーズ)(国補助有) ・給湯熱効率が90%以上のもの			2	工事に要する経費 の10%	
	燃料電池発電給湯器(エネファーム)(国補助有) ・低位発熱量基準が80%以上のもの(新築対象)			20	工事に要する経費 の10%	
	ガス発電給湯器(エコウィル)(国補助有) ・低位発熱量基準が80%以上のもの			5	工事に要する経費 の10%	

雨水利用推進事業の概要について

1 理由・経緯

墨田区では、次の理由で雨水利用に取り組んできた。

- ①トイレ洗浄水等に雨水を活用することは、水資源の有効利用の観点から有意義であること。
- ②雨水を一時的に貯留し下水道に対する負荷を軽減し、下水の氾濫防止を図ることは、都市型洪水の防止につながる。
- ③災害時には、貯めた雨水は非常用の生活用水等として活用することができ、防災対策としても有効であること。

昭和 57 年度：職員提案を受け、区長の指示により区役所内部で雨水利用の検討が始まる。この検討結果を受け、両国国技館に申し入れを行い、1,000 m³の雨水貯留槽が導入されることとなった。(60 年竣工)

58 年度：墨田区の初めての雨水利用施設である外手児童館竣工

63 年度：一寺言問防災まちづくりの中で生み出された路地尊の 2 号基に雨水利用を導入

平成6年度：雨水利用東京国際会議開催

7年度：雨水利用推進指針策定、雨水利用促進助成制度発足、「墨田区良好な建築物と市街地の形成に関する指導要綱」による指導開始

8年度：雨水利用自治体担当者連絡会発足

12 年度：国際環境自治体協議会(ICLEI)の国際自治体環境賞優秀賞を受賞

13 年度：すみだ環境ふれあい館内に雨水資料室開設

20 年度：「墨田区集合住宅の建築に係る居住環境の整備及び管理に関する条例・同施行規則」による指導開始
雨水ネットワーク会議設立

2 事業の概要

(1) 雨水利用促進助成

- ① 地中梁方式貯留槽(有効貯水量5m³以上の雨水タンク) 助成限度額 100 万円
1m³当たり 4 万円
- ② 中規模貯留槽(1m³以上の雨水タンク) 助成限度額 30 万円
繊維強化プラスチック又はステンレス製のもの 1m³当たり 12 万円
高密度ポリエチレン製のもの 1m³当たり 4 万 5 千円
- ③ 小規模貯留槽(1m³未満の雨水タンク) 助成限度額 4 万円
雨水タンクの価格の 1/2(区指定のものに限る)
※条例・要綱に基づく物件については助成対象外としている。

(2) 条例・要綱による指導

条例(住戸数 15 戸以上、延床面積 1,000 m²以上、5階建てのいずれかに該当する物件)及び要綱(集合住宅条例に該当しない延床面積 1,000 m²以上の大規模建築物建設事業等)に該当するものについて次の指導を行なっている。

○敷地面積 500 m²以上の場合：雨水利用及び浸透舗装

○敷地面積 500 m²未満の場合：浸透舗装

(3) 雨水利用の普及啓発

雨水資料室の展示等を通して雨水利用の普及啓発を図る。また、市民団体等との協力・連携により雨水利用の普及啓発を図る。

3 平成 22 年度予算(2,593 千円)

雨水利用促進助成金(2,000 千円)、雨水ネットワーク会議全国大会等参加旅費(179 千円)ほか

4 実績

墨田区内の雨水利用施設(小規模貯留槽除く)：平成 22 年 8 月 1 日現在

施設数：188 件(区施設 24 件、都施設他 6 件、民間施設 137 件、路地尊 21 件)

総貯留槽容量：15,574 m³

助成実績(平成7年 10 月～22 年 8 月合計)

272 件(地中梁方式 30 件、中規模貯留槽 13 件、小規模貯留槽 229 件)

過去3年の助成実績

平成 19 年度 7 件(地中梁方式 0 件、中規模貯留槽 0 件、小規模貯留槽 7 件)

20 年度 15 件(地中梁方式 1 件、中規模貯留槽 1 件、小規模貯留槽 13 件)

21 年度 9 件(地中梁方式 0 件、中規模貯留槽 1 件、小規模貯留槽 8 件)

資源回収事業（集積所回収）の概要について

1 事業開始の経緯及びその概要について

廃棄物の処理及び清掃に関する法律、墨田区廃棄物の減量及び処理に関する条例、容器包装リサイクル法等の趣旨に則り、資源回収事業が開始された。

具体的には、平成9年4月、東京都が各区において、特に対応が急がれるペットボトルの店頭回収（東京ルールⅢ）を開始、平成12年2月からは、びん、缶、古紙の資源物を行政が回収する取り組み（東京ルールⅠ）として、墨田区では週3回行っていた可燃ごみ収集のうち、1回を古紙回収として資源回収の日に割り当てることとした。

平成12年4月、東京都から区へ清掃事業が移管されたことに伴い、古紙回収事業においても、区が回収することとなった。平成18年10月からは資源物回収品目を拡充し、びん・缶・ペットボトルの回収を開始した。このことに伴い、墨田区多層型資源回収システム推進要綱を墨田区資源回収システム推進要綱に改め、びん・缶を町会・自治会単位で回収する分別回収事業を廃止するとともに、資源・ごみ集積所回収を資源回収システムに組み入れた。

平成19年7月から廃プラスチック類を焼却し、熱として回収するサーマルリサイクルモデル地域の開始に併せて、発泡スチロール製食品トレー回収も開始し、平成20年10月から区内全域で実施した。

2 資源回収事業（集積所回収）内容について

(1) 回収方法

区内を6分割し、当該地域を週1回、資源・ごみ集積所に排出された特定資源物を回収

回収曜日	対象地域
月曜日	立花、東墨田、文花2～3丁目、八広1～5丁目
火曜日	両国、亀沢、石原、横網、千歳、緑、立川
水曜日	押上、京島、本所3～4丁目、東駒形3～4丁目、業平、文花1丁目
木曜日	堤通2丁目、東向島4～6丁目、墨田、八広6丁目
金曜日	太平、横川、菊川、江東橋、錦糸
土曜日	本所1～2丁目、東駒形1～2丁目、東向島1～3丁目、吾妻橋向島、堤通1丁目

(2) 回収品目（特定資源物）及び排出方法

回収品目	排出方法
古紙（新聞・雑誌・段ボール等）	ひもなどで縛って
びん	黄色の回収用コンテナに投入
缶	青色の回収用コンテナに投入
ペットボトル	緑色の回収用袋式ネットに投入
発泡スチロール製食品トレー	（一般集積所）中身の見える袋に入れて （マシヨン等預かり集積所）黄色の回収用袋式ネットに投入

(3) 回収業務委託内容

回収品目	回収車両車種及び台数	契約金額（税込）	委託事業者
古紙	普通貨物車5台	約5,921万円	R団連すみだリサイクル協同組合

びん・缶	普通貨物車 9 台 軽小型車 1 台 (週 4 日)	約 11,015 万円	墨田リサイクル 事業協同組合
ペットボトル	小型プレス車 3 台 軽小型車 1 台	約 5,627 万円	東京都環境衛生事業 協同組合墨田区支部
発泡スチロール製 食品トレー	普通貨物車 5 台 軽小型車 1 台 (週 3 日)	約 6,962 万円	

(4) 回収容器配布業務委託内容

回収曜日前日にびん・缶回収用コンテナ及びペットボトル回収用袋式ネットを配布

ア 配布車両車種及び台数：普通貨物車 4 台

イ 契約金額：約 4, 6 5 8 万円

ウ 委託事業者：墨田リサイクル事業協同組合

(5) 資源化業務委託内容

資源化品目	資源化処理内容	契約内容 (税込)	委託事業者
古紙	回収した古紙 (新聞・雑誌・段ボール・紙パック・厚紙・包装紙) を再資源化するため、紐切り、禁忌品等の取除き、品目ごとの選別、保管等、高品質化する	@3.15 円/kg	R 団連すみだ リサイクル協同組合
びん・缶	回収したびん・缶を再資源化するため、禁忌品等の取除き、品目ごとに選別、保管、高品質化する	(びん) @17 円/ kg (缶) @11 円/kg	墨田リサイクル 事業協同組合
カレット	回収した活きびん以外のびんについて、カレット処理する	(茶) @0.3/kg (緑) @2.2/kg (白) 無償	中村ガラス(株)
ペットボトル	回収されたペットボトルを再資源化するため、圧縮、梱包、保管、高品質化する	@31.5 円/kg	大谷清運(株)
発泡スチロール製 食品トレー (受入選別)	搬入したトレーを受け入れ、白色トレーと色・柄付トレーに選別する	@360 円/kg	高嶺清掃(株)
色・柄付食品トレー (資源化処理)	色・柄付のものについては、加熱し、固形化処理を行う	@90 円/kg	
白色トレー (保管)	回収し、選別を終えた発泡スチロール製白色食品トレーを、指定の引き取り先に引き渡すまでの間、保管を行う	@115,500 円/月	

白色トレイ (搬出作業)	指定袋で適正に保管されていた白色トレイを保管袋のまま搬出車両へ積み込む	@5,775 円/回	
白色トレイ	再商品化处理	@53.2×3%/kg	公益財団法人日本容器包装リサイクル協会

3 資源回収実績について

単位：t

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
古紙	2, 273	3, 983	2, 997	2, 689
びん・缶	1, 058	2, 328	2, 697	2, 957
ペットボトル	236	676	785	855
発泡スチロール製食品トレイ		2	19	32
合計	3, 567	6, 989	6, 498	6, 533

※平成18年度実績値は、平成18年10月からの数値である。食品トレイは平成20年10月から区内全域実施

平成20年度における古紙回収量の大幅な減少は、平成20年9月に米国を端に発した問題が世界的な金融危機の混乱に発展し、景気後退入りしたことに伴う買い控え、企業努力による古紙製品の軽量化、及び持ち去りによる影響が重なったことが主な原因と考えている。また、びん・缶の回収量増加についても景気後退の影響により、ライフスタイルの変化、いわゆる『巣籠もり』による家庭内の飲食増加も原因の一つと考えている。

4 今後の取り組み（課題）について

都心回帰による人口増加及び東京スカイツリー完成による来街者の増加に伴い、今後、廃棄物及び資源物の増加が想定される中、墨田区一般廃棄物基本計画における平成27年度資源化率目標20パーセントを達成するためには、今以上に、区民及び事業者の方々と協働で廃棄物の発生抑制、廃棄物の適正処理、廃棄物の減量及びリサイクルを推進していく必要がある。また、容器包装リサイクル対象品目の拡充を検討するとともに継続的な処理ルートの見直し及び経費の削減を図ることも課題である。

別紙

1 資源回収経費の推移 1トン当たりの経費（単位、千円）

年度	拠点回収 (乾電池)	廃食油	ペット (店頭)	古紙	びん・ 缶	ペット ボトル	カレツ ト	トレー (白・色 付き)	行政回収 計※
19	125	46	210	17	46	111	0.11	5,562	52
20	108	48	225	24	48	106	0.10	3,850	60
21	155	56	251	25	57	100	0.18	4,188	67

※行政回収の1 tあたりの算出は、各年度の合計額を下記の回収量で割ったものである。

行政回収計量	19年度	7,114 t	20年度	6,619 t	21年度	6,647 t
--------	------	---------	------	---------	------	---------

2 委託費等と資源売却費 単位：千円

年度	内訳	古紙	びん・缶	ペット	合計
19	売却料	33,058	7,966	24,900	65,924
	経費—売却料	36,306	100,232	50,037	※ 304,518
20	売却料	33,118	7,456	983	41,557
	経費—売却料	37,656	122,301	81,926	※ 357,184
21	売却料	16,325	9,069	0	25,394
	経費—売却料	50,982	126,281	85,745	※ 417,875

※ 資源回収総経費から売却料を差し引いた数字を示す。

資源物持ち去り及び不法投棄防止対策の概要について

1 資源物持ち去りに関する条例改正の経緯及びその概要

(1) 条例改正の経緯

集積所における古紙等の資源物持ち去り対策として、「墨田区廃棄物の減量及び処理に関する条例」に基づき、平成15年度より職員によるパトロール等の取組みを始めた。平成17年度より警備会社によるパトロール等の本格的な取組みを開始したが、抜本的な解決には至らなかった。

その後、古紙等の価格上昇に伴う資源物持ち去り行為者の増加やそれに対する社会的な関心の高まりを背景に、平成18年10月に「墨田区廃棄物の減量及び処理に関する条例」を一部改正し、区の指定業者以外の者による収集・運搬禁止を規定した。平成22年6月には、条例をさらに一部改正し、同年10月より罰則規定の適用を開始する。また、平成22年度からは古紙回収業者によるパトロール及び早朝回収を行っている。

(2) 条例改正の概要

[平成18年10月改正内容]

- ア 集積所に持ち出された資源は区の所有物であることの規定を追加する。
- イ 区指定の事業者以外の者が資源を収集運搬することを禁止する規定を追加する。

[平成22年6月改正内容]

- ア 家庭廃棄物等及び資源・ごみ集積所の定義規定を追加する。
- イ 資源・ごみ集積所の設置などに関する規定を追加する。
- ウ 資源物の収集又は運搬を区長が指定する事業者以外の者が行った場合、当該行為を行わないよう命ずることができる規定を追加する。
- エ ウの命令に違反した者を20万円以下の罰金に処する旨の規定を追加する。
- オ 資源物の所有権の規定を削除する。

2 不法投棄防止対策の経緯及びその概要

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「墨田区廃棄物の減量及び処理に関する条例」に基づき、不法投棄防止対策を講じている。平成17年度より、資源物持ち去り防止対策と合わせた委託業者によるパトロールを行っている。その外に、職員によるパトロールやすみだりサイクル清掃地域推進委員によるパトロールを実施している。

3 資源物持ち去り及び不法投棄に対する区の主な取組み

[共通事項]

(1) 職員によるパトロールの実施

[資源物持ち去り]

H15～H18年度 各年度延べ6～12日間

H19～H21年度 各年度延べ24～26日間

[不法投棄]（直近3年間分）

H19～H21年度 各年度2～3日間

(2) 委託業者によるパトロールの実施（資源回収日毎日）

H17～H21年度 警備会社によるパトロール

H22年度 古紙回収業者によるパトロール及び早朝回収

[資源物持ち去り]

(1) 看板やコンテナへの表示

条例の禁止規定に基づき、集積所看板や資源物回収用コンテナに持ち去り行為が条例違反であることを表示している。

(2) 区民への協力呼び掛け

資源物持ち去り防止用品（防止シート、防止シール、新聞専用回収袋）及び町会向けのチラシを配布し、区民への協力を呼び掛けている。

[不法投棄]

(1) 職員によるパトロール

毎年6月頃の「全国ごみ不法投棄監視ウィーク」に合わせ、すみだ清掃事務所、道路公園課と合同で行っている。

(2) すみだリサイクル清掃地域推進委員によるパトロール

毎年12月に各委員の所属する町会・自治会の区域内において実施している。

4 取組みの成果

特に持ち去り行為の多く見られる古紙における回収量減に歯止めをかけるため、平成22年4月より古紙回収業者によるパトロール及び早朝回収を開始した。新聞の回収量において、前年同月比で4月は25%増、5月は22%増、6月は18%増となり、一定の成果が表れつつある。

5 今後の課題等について

今年度10月より罰則規定の適用を開始するにあたり、区民及び持ち去り行為者に対し、十分な周知活動を行う必要がある。そのうえで、持ち去り行為者への警告や指導を行い、禁止命令違反者には告発も視野に入れて対応を行う。それらにより持ち去り行為を撲滅させ、資源物の回収量の向上及び区民の行政に対する信頼を確保していく。

粗大ごみ収集・運搬の概要について

1 事業開始の経緯及びその概要について

墨田区廃棄物の減量及び処理に関する条例に基づく事業である。昭和46年、東京都が粗大ごみの収集を開始し、平成12年4月に東京都から移管された。平成18年7月になって、粗大ごみの日曜収集業務の民間委託と日曜持込分の受付を新たに区が実施し、平成20年4月からは民間事業者に全面委託した。なお、収集の受付業務は、(財)東京都環境整備公社が運営する「粗大ごみ受付センター」に委託している。粗大ごみ収集・運搬等(付帯事務及び日曜持込分の受領業務を含む)の業務委託により、区が直営で実施するよりも経費を節減するとともに、日曜収集を可能とし申込みから収集までにかかる期間をできる限り短縮して区民サービスの向上を図っている。

2 事業内容について

家庭から排出される粗大ごみの収集・運搬等を受付から1週間で行うことように東京都環境衛生事業協同組合墨田区支部に委託している。申込者は、粗大ごみの種類に応じた額の「粗大ごみ処理券」を購入し、粗大ごみに貼付して指定された日に排出し、受託者が収集して中央防波堤処理施設に運搬・搬入している。また、受託者は付帯する事務として、粗大収集に係る苦情受付、日曜日における持込受領業務等を行っている。

3 粗大ごみ事業実績について

① 粗大ごみ処理券歳入状況

年度	18年度	19年度	20年度	21年度
手数料歳入金額	38,425,726 円	37,496,183 円	41,525,891 円	51,983,800 円

② 粗大ごみ処理件数状況

年度	18年度	19年度	20年度	21年度
処理件数(件)	34,505	35,435	40,406	43,181

4 今後の取組(課題)について

申込みから収集までの期間を1週間と設定しているが、大掃除、転勤、転居などで申込み件数が多い時には達成できていないこともある。しかし、粗大ごみの収集件数は年々増加する傾向にあるため、限られた経費で受付から収集までの期間を維持・短縮するように委託業者を指導していく必要がある。